



南宮大社の三重塔

東日本建設業保証株式会社
建設産業図書館
江口知秀
Tomohide Eguchi

岐 阜県垂井町に鎮座する南宮大社の三重塔は、一式請負でなされた建築工事の初期の例としてよく紹介される。

東京から東海道新幹線で岐阜羽島駅を過ぎ、長良川をわたって数分で、進行方向左側に大きな鳥居が見える。これが南宮大社の大鳥居だといえ、思い当たる方もいるかもしれない。美濃国の一の宮であり、社殿には崇神天皇の時代に創建されたところなど古い歴史をもつ神社だが、関ヶ原から近かったことが災いして、慶長五（一六〇〇）年の天下分け目の合戦で社殿はほとんど焼失した。

その後、幕府へ重ねて嘆願が行われ、寛永十六（一六三九）年四月に再建の許可がおりた。三重塔のぞく諸建築については、翌十七年の春に京都、江戸、名古屋などから大社寺建築の経験がある商工業者・諸職人を集めて職種別・材料別に入札が行われ、寛永十九年までには建立された。

しかし、三重塔だけはこれに一年遅れた寛永二十年に完成した。そもそも三重塔の請負契約書の目付は寛永十九年十二月となっており、他の社殿が既に完成した後には請負契約が交わされているなど、明らかな遅れが生じている。この辺りに三重塔だけが一式請負でなされた理由があるのかもしれない。

ここで三重塔の請負契約書^{※1}をみてみたい。まず、請負人は久保権兵衛という京都の石材商で、他の社殿で石工事も請け負っている。請負金額は七〇貫目であり、現在でいえば約三億三千万円となるが、本殿の職別工事にはこれより多いものもあり、とりわけ高額というわけでもない。工期は七カ月と短く、請負契約を結んだ翌年の七月以前に完成させることを約束させていることから、かなり急いだのだろう。

内容については、工事は手抜きをしないこと、とくに重要部分については特別に注意して仕上げること、気に入らない箇所があれば何回でも仕直すこと、また請人（保証人）をたてて、何か不都合が生じれば本人は申すに及ばず、請人までも家屋敷家財を没収することなど請負人が負うべき義務だけが列記されており、代金の支払い時期・方法、紛争の解決方法なども記されており、発注者の優位性が際立っており、建設業界が頭を悩ませている片務契約の極端な原型がここに見られる。このように工事の詳細がわかるのは、南宮大社には寛永造営時の建築文書六二三冊及び棟札三〇枚が残されているからであり、これは他に例を見ない。

ところで、私は今から十五年前の平成十四（二〇〇二）年十月にここを訪れている。その年の十一月

に当館が設立のはこびとなっていたので、その記念企画展示として南宮大社三重塔を取り上げることとなり、当時の館長だった建設産業研究家の菊岡俱也先生に、この社の写真を撮ってくるように命じられたのだ。思えば、これが私の建設ぶらり旅の第一歩だった。それがよほど性にあったのか、一人でカメラ片手に各地をさまよい歩くようになり、今も同行者を連れて同じことを続けている。



朝倉山真禪院にある三重塔
明治初期の神仏分離令によって、南宮大社から西約1kmにある朝倉山真禪院境内に移された。

[交通] JR垂井駅から徒歩約40分

※1 崇神天皇（紀元前148年～紀元前29年）は、古事記・日本書紀に記されている第10代天皇である
※2 日建連ホームページに南宮大社三重塔の請負契約書を掲載しています